

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和二年二月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

No. 1

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築 工 事	江戸川区立瑞江第三中学校 改築工事	東急・スイコウ建設共同企業 体 代表者 東急建設株式会社東日本 建築支店 執行役員支店長 園田 有	元. 7. 2 (624 日間)	円 3, 352, 800, 000	今回 元. 10. 28	円 3, 368, 365, 000(15, 565, 000) (0. 5%)	「平成 30 年 3 月から適用 する公共工事設計労務単価」 を用いて積算し、平成 31 年 3 月 1 日以降に締結した工事請 負契約について、「平成 31 年 3 月から適用する公共工事設 計労務単価」に基づく契約金 額に変更したことによる増
	仮称江戸川区児童相談所新 築工事	カシワバラ・スイコウ建設共 同企業体 代表者 株式会社カシワバラ・コ ーポレーション 代表取締役 柏原 伸介	30. 7. 4 (368 日間)	円 1, 634, 623, 200	今回 元. 12. 18	円 1, 651, 167, 200(16, 544, 000) (1. 0%)	土地の掘削作業により発生 した建設発生土について、処 分先を変更したこと及び当該 敷地の北側にある工場跡地が 戸建て開発されるため、仕様 を変更したこと等による増
	仮称江戸川区児童相談所新 築に伴う電気設備工事	桐井電設工業株式会社 代表取締役 桐井 昭雄	30. 7. 4 (368 日間)	円 318, 783, 600	今回 元. 12. 18	円 321, 731, 600 (2, 948, 000) (0. 9%)	配置する職員数が増加した ため、電話機等の情報通信設 備を増設したこと並びに施設 機能の充実及びメンテナンス 性の向上のため、通信設備、 配管等を変更したことによる 増

議決を得た契約の契約変更調書

No. 2

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
土 木 工 事	都市計画道路補助第 288 号線(南篠崎)街路整備工事(その 13)	星見建設株式会社 代表取締役 星見 幸治	30. 7. 4 (370 日間)	円 209, 807, 280	今回 元. 12. 25	円 225, 317, 400(15, 510, 120) (7. 4%)	既設舗装の老朽化により、耐久性に懸念がある区間の整備構造を都市計画道路の正規構造に変更したこと及び交通管理者との協議により、交通誘導員を増員したことによる増